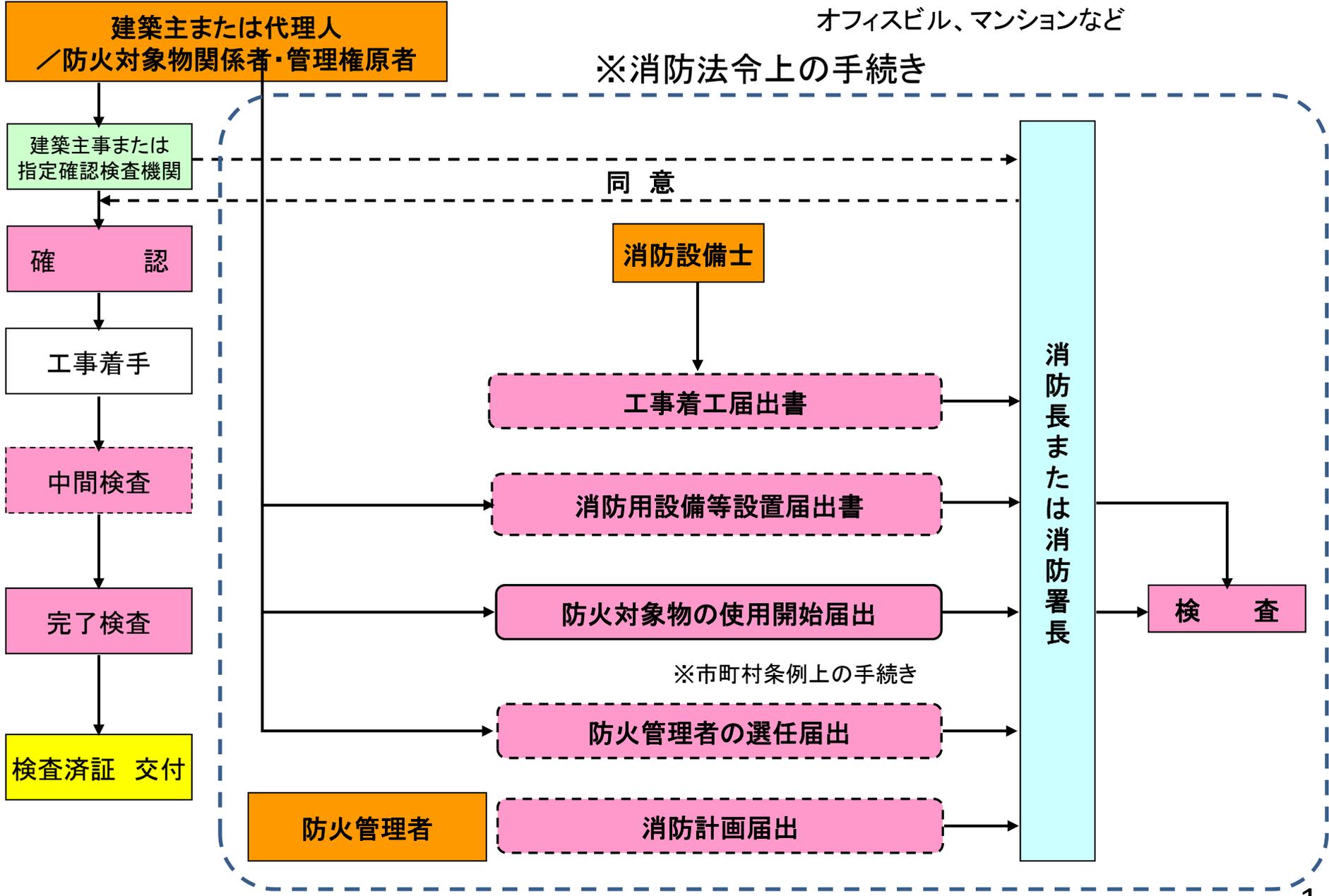


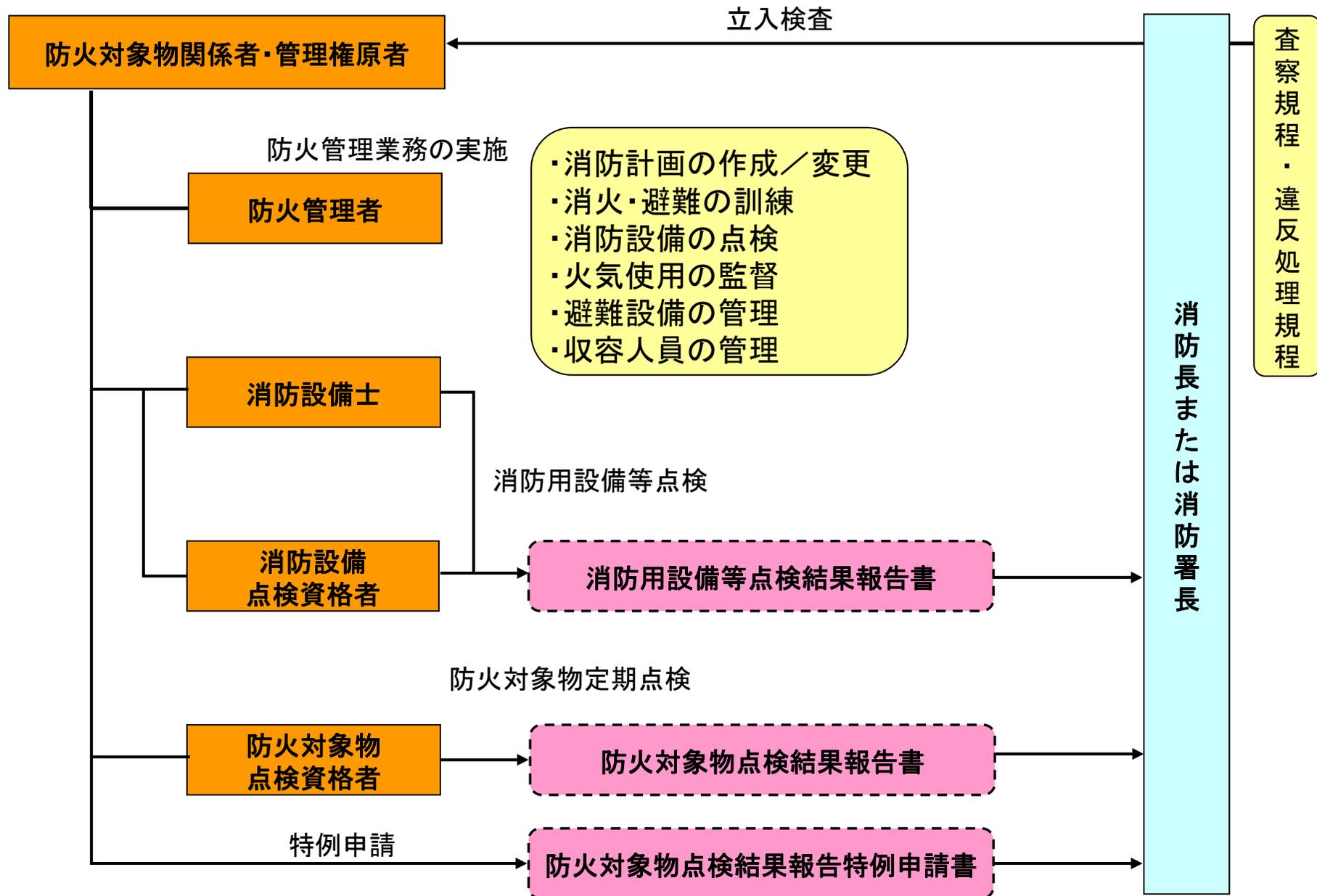
# 防火対象物の使用開始までの確認体制

資料1-5

防火対象物：学校、病院、工場、百貨店、  
オフィスビル、マンションなど



# 防火対象物の使用開始後の確認体制



# 防火管理制度（消防法第8条）

防火対象物の安全を図るため、多数の人員を収容する防火対象物の管理について権原を有する者（管理権原者）は、自主防火管理体制の中核となる「防火管理者」を選任し、防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

- 防火管理者の選任が必要となる対象物**
- ・ 自力避難困難な者が入所する社会福祉施設などで収容人員が10人以上
  - ・ 不特定多数の人が出入りする百貨店、病院などで収容人員が30人以上
  - ・ 共同住宅・工場・倉庫・事務所などで、収容人員が50人以上 など



**【防火管理者の資格】**

- ① 防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者
  - ② 必要な知識・技能を有するもの
    - ・ 防火管理者講習を受講した者
    - ・ 消防職員で、1年以上管理的又は監督的な職にあった者
    - ・ 消防団員で管理的又は監督的な職にあった者 など
- (選任例: オフィスにおける総務担当の部課長、飲食店の店長等)

- 防火管理者の責務**
- ・ 消防計画の作成
  - ・ 消火、通報、避難訓練の実施
  - ・ 施設、設備の維持管理
  - ・ 火気の使用、取扱いの監督
  - ・ 収容人員の管理
  - ・ その他防火管理上必要な業務

**【対象物数及び選任率】(平成24年3月31日現在)**

- 防火管理者の選任義務がある対象物数 : 1, 072, 491件
- 防火管理者を選任済みの対象物数 : 848, 283件 (選任率: 79. 1%)
- 防火管理に係る消防計画を作成済みの対象物数 : 767, 082件 (作成率: 71. 5%)



# 消防用設備等についての規制体系

## 建物関係者の責務

### 消防用設備等の設置維持義務 (消防法第17条)

飲食店、物販店、宿泊等の用途に供する施設(防火対象物)の関係者は、消防用設備等を、政令で定める技術上の基準に従って、設置及び維持しなければならない。

### 点検報告義務(消防法第17条の3の3)

防火対象物の関係者は、半年ごとに消防用設備等の点検を行い、用途に応じ1年又は3年ごとに消防機関に報告しなければならない。

### 設備等技術基準 (消防法施行令)

(スプリンクラー設備の例)

多数の者が利用する施設には、用途・規模に応じてスプリンクラー設備を設置すること。

- ・ 認知症高齢者グループホーム等にあつては275㎡以上
- ・ 雑居ビル、病院、物販店にあつては3000㎡以上
- ・ 飲食店、宿泊施設にあつては、延べ面積6000㎡以上 など

### 遡及適用

(消防法第17条の2の5)

#### 【要件】

多数の者が利用する施設については、法令の基準の改正があつた場合、既存のものについても、新たな基準に適合させること。

#### 【効果】

猶予期限を過ぎても新たな基準に適合しないものは、命令・罰則の対象となる。

## 行政(消防機関)による担保措置

建築確認(建築基準法第6条)時の消防同意(消防法第7条)

設置時検査(消防法第17条の3の2)

立入検査(消防法第4条)

消防用設備等の設置維持命令・公表(消防法第17条の4)

命令に従わない場合

- ・ 使用停止命令(消防法第5条の2)
- ・ 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(消防法第39条の2の2等)

# 消防用設備点検報告制度の概要

防火対象物の関係者は、消防用設備等について、半年ごとに点検し、消防長又は消防署長に報告しなければならない(消防法第17条の3の3)

## (1)点検対象・内容

主な点検対象	主な点検内容
自動火災報知設備	感知器の作動、警報の鳴動、電気異常の有無 等
スプリンクラー設備	ポンプ・自家発の作動、必要水量・水圧の測定 等
消火器	放射性能、耐圧検査、腐食状態 等
誘導灯	光量、停電時点灯の可否 等

## (2)点検を実施する者

1000㎡以上のもの	消防設備士等の有資格者
上記以外	制限なし

## (3)消防機関への報告周期

多数の者が利用する施設(劇場、飲食店、百貨店、ホテル、病院・診療所、福祉施設など)	毎年報告
上記以外(学校、オフィス、共同住宅など)	3年に1回報告

## (4)罰則

報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留(消防法第44条)